

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成27年12月17日答申分

答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 0件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 3件 |
| 厚生年金保険関係 | 3件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500284 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500065 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 60 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 8 月

私の厚生年金保険の記録には A 社の請求期間に係る賞与の記録が無いので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳によると、請求者に対して請求期間に係る賞与は支払われていないことが確認できる。

また、A 社の事業主は、請求者に対して請求期間に係る賞与は支払っていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500285 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500066 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 50 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月

私の厚生年金保険の記録には A 社の請求期間に係る賞与の記録が無いので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳によると、請求者に対して請求期間に係る賞与は支払われていないことが確認できる。

また、A 社の事業主は、請求者に対して請求期間に係る賞与は支払っていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500291 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500067 号

第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月

私(請求者)の夫(訂正請求記録の対象者)について、A社から支払われた賞与のうち、平成 16 年 12 月に支払われた賞与について厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A社から提出された訂正請求記録の対象者に係る賃金台帳によると、訂正請求記録の対象者に対して請求期間に係る賞与は支払われていないことが確認できる。

また、A社の事業主は、訂正請求記録の対象者に対して請求期間に係る賞与は支払っていない旨回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。